

平成28年度 第12回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

平成29年3月30日（木） 午後2時 開議

城辺庁舎2階インキュベート室

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（平成28年度第6回臨時会）
- 日程第3 承認事項 会議録の承認について（平成28年度第7回臨時会）
- 日程第4 承認事項 会議録の承認について（平成28年度第11回定例会）
- 日程第5 報 告 教育長報告
- 日程第6 議案第38号 宮古島市公民館嘱託館長の委嘱について
- 日程第7 議案第39号 結の橋学園スクールバス導入計画策定委員会設置要綱について
- 日程第8 議案第40号 宮古島市立学校管理規則の一部を改正する規則について
- 日程第9 議案第41号 宮古島市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する訓令について
- 日程第10 議案第42号 宮古島市特別支援教育支援員設置要綱の一部を改正する訓令について
- 日程第11 議案第43号 宮古島市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する告示について
- 日程第12 報告第7号 臨時代理処分の承認について（宮古島市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する告示について）
- 日程第13 報告第8号 臨時代理処分の承認について（宮古島市教育委員会定期人事異動の承認について）
- 日程第14 議案第44号 第2次宮古島市教育ビジョンについて
- 日程第15 その他 平成28年度一般会計補正予算（第6号）【教育費関連】

- 日程第16 その他 平成29年定例議会（3月）一般質問答弁要旨（教育・生涯学習部）
- 日程第17 その他 平成29年度小・中学校入学式日時・担当者
- 日程第18 その他

議案第38号

宮古島市公民館嘱託館長の委嘱について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成29年3月30日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市城辺、上野、下地及び伊良部公民館嘱託館長設置要綱第2条の規定により委嘱する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市公民館嘱託館長推薦名簿

城辺公民館

氏名 下里 典子 (しもさと のりこ)

住所 宮古島市城辺 [REDACTED]

生年月日 昭和30年 [REDACTED]

最終学歴 [REDACTED]

最終職歴 [REDACTED]

上野公民館

氏名 垣花 徳亮 (かきはな のりあき)

住所 宮古島市上野 [REDACTED]

生年月日 昭和29年 [REDACTED]

最終学歴 [REDACTED]

最終職歴 [REDACTED]

下地公民館

氏名 平良 哲則 (たいら てつのり)

住所 宮古島市下地 [REDACTED]

生年月日 昭和30年 [REDACTED]

最終学歴 [REDACTED]

最終職歴 [REDACTED]

伊良部公民館

氏名 島袋 昌栄 (しまぶくろ しょうえい)

住所 宮古島市伊良部 [REDACTED]

生年月日 昭和30年 [REDACTED]

最終学歴 [REDACTED]

最終職歴 [REDACTED]

任期 平成29年4月1日～平成31年3月31日

議案第39号

結の橋学園スクールバス導入計画策定委員会設置要綱について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成29年3月30日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

結の橋学園のスクールバス導入計画策定について、委員会を設置し、検討及び協議を行うには、要綱を設定する必要があるので、本案を提案します。

別 紙

結の橋学園スクールバス導入計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 宮古島市立伊良部、佐良浜小学校及び伊良部、佐良浜中学校統合協議会設置要綱（平成26年教育委員会訓令第10号）第2条第7号の規定に基づき、結の橋学園児童生徒の通学の安全を確保することを目的に、既存の路線バス、市導入予定のバス（以下「スクールバス」という。）の導入計画（以下「結の橋学園スクールバス導入計画」という。）を策定するため、結の橋学園スクールバス導入計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、結の橋学園スクールバス導入計画を策定し、宮古島市立伊良部、佐良浜小学校及び伊良部、佐良浜中学校統合協議会（以下「協議会」という。）に報告し、教育委員会に諮るものとする。

(組織)

第3条 委員会の委員は15人以内で組織し、協議会が承認した後に教育長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 伊良部小中学校校長
- (2) 伊良部小中学校 PTA 会長
- (3) 自治会代表
- (4) 路線バス事業者等
- (5) 宮古島警察署
- (6) 沖縄県宮古土木事務所維持管理班
- (7) 市道路建設課長
- (8) 市商工物産交流課長
- (9) 協議会副会長
- (10) その他教育長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から選任する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報償費)

第7条 委員に対する報償費は、予算の範囲内で決定し、これを支払うこととする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部学校規模適正化対策班において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 この訓令の施行後、最初に開催される会議は、教育長が招集する。

議案第40号

宮古島市立学校管理規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成29年3月30日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市立学校管理規則が実情と相違している点等があり、規則を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市立学校管理規則の一部を改正する規則

宮古島市立学校管理規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号中「学校保健法」を「学校保健安全法」に改める。

第15条第2項を次のように改める。

- 2 学校には、前項に定めるもののほか、必要に応じて、主幹教諭、栄養教諭、学校栄養職員、助教諭、養護助教諭、講師、事務長その他必要な職員を置くことができる。

第17条を次のように改める。

（職員の職務）

第17条 職員（校長を除く。）の職務は、他に特別な定めがある場合を除き、次の各項に掲げるとおりとする。

- 2 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じて児童又は生徒の教育をつかさどる。
- 3 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の教育をつかさどる。
- 4 教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどる。
- 5 養護教諭は、児童又は生徒の養護をつかさどる。
- 6 栄養教諭は、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる。
- 7 学校栄養職員は、献立の作成その他栄養に関する業務に従事する。
- 8 事務職員は、事務に従事する。
- 9 助教諭は、教諭の職務を助ける。
- 10 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。
- 11 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。

12 特別の事情のあるときは、第15条第1項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宮古島市立学校管理規則の規定は、平成24年4月1日から適用する。

議案第41号

宮古島市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する訓令について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成29年3月30日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

就学援助申請手続きの簡素化に伴い、関係例規を改正する必要があるため
本案を提出します。

別紙

宮古島市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する訓令

宮古島市就学援助事務取扱要綱（平成23年宮古島市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

年度 就学援助費受給申請書（同意書兼委任状）

宮古島市教育委員会教育長 殿

次のとおり就学援助費受給を申請いたします。

この申請にあたり、貴委員会が住民登録上の同居する世帯及びこの申請書に記載した全員の①住民基本台帳の閲覧、②市民税課税台帳の閲覧、③年金・手当等受給状況、④その他審査に必要な諸状況の照会について、同意します。また認定を受けた場合、学校長を私の代理人として援助費の請求・受領・処理に関するすべての権限を委任します。なお、申請内容等に不備や偽りがあった場合は、認定されなくても異議は申しません。

保護者 (申請者)	住所	宮古島市			
	フリガナ 氏名	印	連絡先（自宅）	日中の連絡先（携帯等）	
	児童生徒との続柄	生年月日		職業 (勤務先)	
		S・H	年 月 日 (歳)		

世帯欄1（援助を希望する児童・生徒について記入すること。）

学 校 名	学 年	組	フリガナ 氏 名	4月1日現在の 年齢	生 年 月 日
学校	年	組		歳	平成 年 月 日
学校	年	組		歳	平成 年 月 日
学校	年	組		歳	平成 年 月 日
学校	年	組		歳	平成 年 月 日
学校	年	組		歳	平成 年 月 日

世帯欄2（世帯欄1以外で、同居するすべての人について記入すること。申請者も含みます。）

	児童生徒 との続柄	氏 名	4月1日現在の 年齢	生年月日	職業（勤務先）・学校名・学年及び 特別な事情や、別居の場合の住所等
その他の家族			歳	年 月 日	
			歳	年 月 日	
			歳	年 月 日	
			歳	年 月 日	
			歳	年 月 日	
			歳	年 月 日	
			歳	年 月 日	

手当等の状況、該当する項目欄の□にレ印をつけて下さい。

① 前年度就学援助（準要保護）	→	<input type="checkbox"/> 受けた	<input type="checkbox"/> 受けない	
② 児童手当を受給している	→	<input type="checkbox"/> はい（月額	円）	<input type="checkbox"/> いいえ
③ 児童扶養手当を受給している	→	<input type="checkbox"/> はい（月額	円）	<input type="checkbox"/> いいえ
④ 特別児童扶養手当を受給している	→	<input type="checkbox"/> はい（月額	円）	<input type="checkbox"/> いいえ
⑤ 老齢年金を受給している	→	<input type="checkbox"/> はい（年額	円）	<input type="checkbox"/> いいえ
⑥ 障害年金を受給している	→	<input type="checkbox"/> はい（年額	円）	<input type="checkbox"/> いいえ
⑦ 遺族年金を受給している	→	<input type="checkbox"/> はい（年額	円）	<input type="checkbox"/> いいえ
⑧ 母子年金を受給している	→	<input type="checkbox"/> はい（年額	円）	<input type="checkbox"/> いいえ
⑨ 失業保険を受給している	→	<input type="checkbox"/> はい（年額	円）	<input type="checkbox"/> いいえ
⑩ その他 →（		）	（年額	円）

* 裏面も記入してください。

資産等の状況 該当する項欄の□にレ印をつけて下さい。

居住用家屋→	<input type="checkbox"/> 持ち家		<input type="checkbox"/> アパート (税込月額	円)
	<input type="checkbox"/> 借家 (税込月額	円)	<input type="checkbox"/> 公営住宅 (税込月額	円)
	<input type="checkbox"/> 社宅 (税込月額	円)	<input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 他世帯と同居			

申請理由 (できるだけ具体的に記入すること。)

非就労の場合の理由 (できるだけ具体的に記入すること。)

※ ↓ これより下の欄は記入しないで下さい。 ↓

(学校記入欄)

・学校から見た就学援助に関わる保護者の生活状況についての意見欄
(特筆すべきことがある場合に記入してください)

学校名 _____ 校長 _____ ㊟

(教育委員会記入欄)

収入	所得	児童手当	児童扶養手当	特別児童扶養手当
	円	円	円	円
	老齢年齢	障害年金	遺族年金	母子年金
	円	円	円	円
	失業保険	その他	総合計	
	円	円	円	

判定	認定・非認定	/
認定年月日	年 月 日	

取消	取消年月日	月 日
	取消理由	

備考欄

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

議案第42号

宮古島市特別支援教育支援員設置要綱の一部を改正する訓令について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成29年3月30日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

平成29年4月1日より宮古島市立幼稚園に関する事務を福祉部長及び福祉部に属する職員が補助執行するため、幼稚園における特別支援教育支援員に関する記載を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市特別支援教育支援員設置要綱の一部を改正する訓令

宮古島市特別支援教育支援員設置要綱（平成23年宮古島市教育委員会訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「幼稚園、」及び「幼児・」を削る。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とする。

第7条第1項第1号中「幼児・」及び「。」を削り、同項第2号及び第3号中「。」を削り、同項第4号中「幼児・」及び「。」を削り、同項第5号及び第6号中「。」を削り、同条第3項中「幼児・」を削る。

第8条第1項中「(園長を含む。以下「校長等」という。)」及び「幼児・」を削り、同条第2項中「幼稚園に在園する園児及び」を削り、「前条第4号、第5号」を「前条第1項第4号及び第5号」に改める。

第10条第1項中「等」を削る。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

議案第43号

宮古島市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する告示について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成29年3月30日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

平成29年度からの幼保事務一元化に伴い、宮古島市立幼稚園における特別支援教育支援員配置要綱を新たに制定することから、宮古島市立幼稚園預かり保育実施要綱を一部改正する必要があるので、本案を提出します。

別紙

宮古島市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する告示

宮古島市立幼稚園預かり保育実施要綱（平成27年宮古島市教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「宮古島市特別支援教育支援員配置要綱（平成23年宮古島市教育委員会訓令第13号）」を「宮古島市立幼稚園における特別支援教育支援員配置要綱（平成29年宮古島市訓令第8号）」に改め、同項第2号中「教育長」を「市長」に、「宮古島市教育委員会」を「市長」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

報告第7号

臨時代理処分の承認について（宮古島市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する告示について）

上記案件については、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条の規定により宮古島市教育委員会へ付議する事項となっているが、教育委員会に付議する暇がないため、同規則第4条の規定により臨時に代理することとしたのでこれを報告し、承認を求める。

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成29年3月30日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

別紙

宮古島市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する告示

宮古島市立幼稚園預かり保育実施要綱（平成27年宮古島市教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「第1項」を「前項」に改める。

別表中「、砂川幼稚園」を削り、「

上野幼稚園	上野幼稚園
-------	-------

」を「

上野幼稚園、砂川幼稚園	上野幼稚園
-------------	-------

」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

報告第8号

臨時代理処分の承認について（宮古島市教育委員会定期人事異動の承認について）

上記案件については、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条の規定により宮古島市教育委員会へ付議する事項となっているが、教育委員会に付議する暇がないため、同規則第4条の規定により臨時に代理することとしたのでこれを報告し、承認を求める。

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成29年3月30日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

議案第44号

第2次宮古島市教育ビジョンについて

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成29年3月30日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第1号の規定により決定する必要があるため、本案を提出します。